

交通事故相談業務の概要

(令和5年度)

兵庫県交通事故相談所

は　じ　め　に

交通事故相談所の運営につきまして、平素から格別の御理解、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、兵庫県では県民の参画と協働のもとに交通事故のない誰もが安全で安心して暮らせる「躍動する兵庫」をめざし、「ストップ・ザ・交通事故」県民運動を積極的に推進しております。

令和5年中の交通事故死者数は103人（前年対比－17人）と、昭和22年以降の統計で最も少ない死者数となり、人身事故件数は16,281件（前年対比－91件）と13年連続の減少となりました。

交通事故死者数のうち、58人（前年対比－8人）が65歳以上の高齢者と全体の半数以上を占めていることから、高齢者の交通安全対策が喫緊の課題であるほか、こども、自転車の交通安全対策をはじめ取り組むべき課題が多くあります。

また、事故防止に取り組む一方、不幸にも交通事故に遭われた被害者の方々を支援するため、県内3箇所の交通事故相談所（神戸、姫路、豊岡）に交通事故相談員を配置し、様々な交通事故相談に応じてまいりました。

今年度も、困難な示談交渉や保険請求方法等の相談への的確な対応と被害者の心情に配慮したきめ細やかな助言を行うため、相談員の能力向上を図るとともに、県民が利用しやすい相談所の運営に努めてまいりますので、関係者のみなさまの御支援、御協力をお願いします。

なお、この度、令和5年度における交通事故相談の処理状況等を取りまとめましたので、交通事故対策に携わっておられる皆様の執務の参考にしていただければ幸いです。

令和6年4月

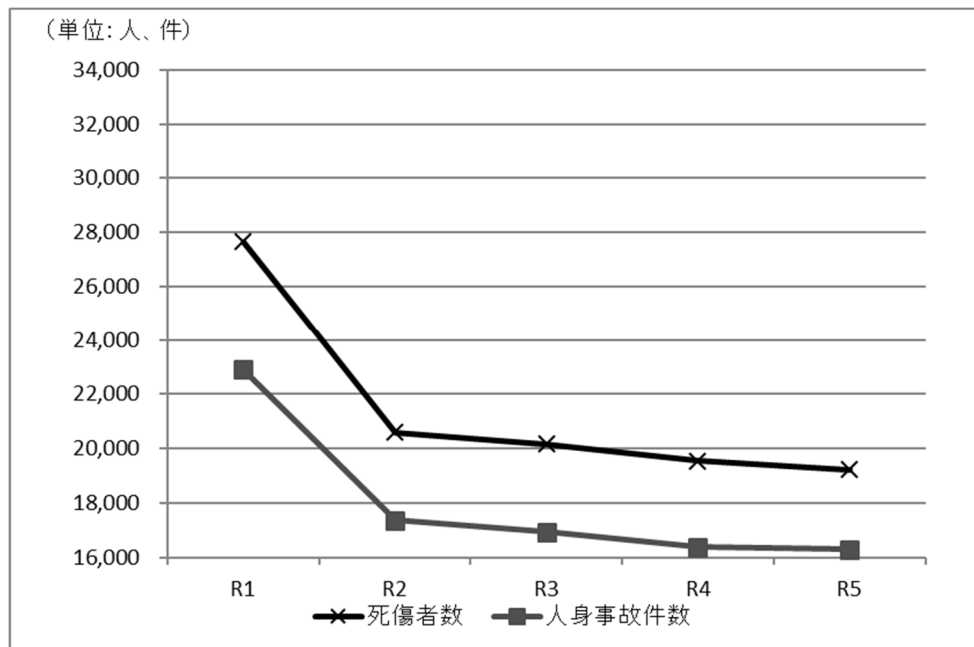
兵庫県県民生活部くらし安全課交通安全官

目 次

1	令和5年度交通事故相談処理状況	
(1)	交通事故(人身事故)件数の推移	1
(2)	交通事故相談受理件数の推移	1
(3)	相談所・月別相談状況	2
(4)	相談者の年齢別	3
(5)	被害者と加害者の別	3
(6)	被害状況別	3
(7)	相談所を知った理由別	3
(8)	事故の状態別	4
(9)	相談回数別	4
(10)	事故からの経過日数別	4
(11)	相談内容別	4
(12)	相談者の居住地別相談件数	5
2	令和6年度交通事故相談所開設状況	6
	〈参考〉	
	兵庫県における交通事故相談組織の沿革	7.8

1 令和5年度交通事故相談処理状況

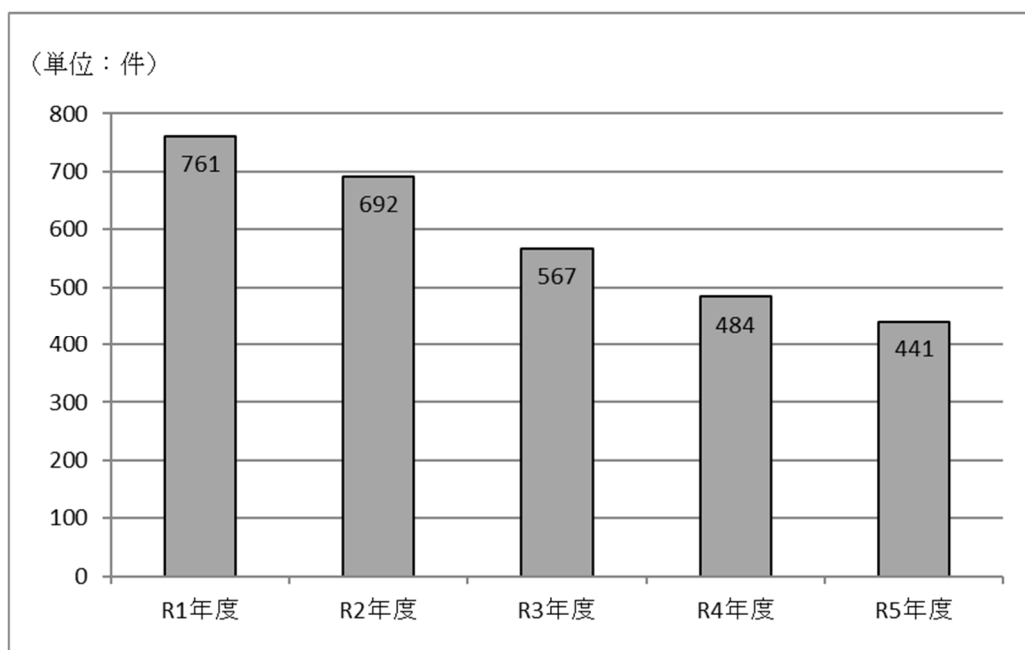
(1) 交通事故（人身事故）件数の推移



交通事故死傷者数・人身事故件数 (単位:人、件)

	R1	R2	R3	R4	R5
死傷者数	27,639	20,599	20,157	19,545	19,216
人身事故件数	22,896	17,352	16,929	16,372	16,281

(2) 交通事故相談受理件数の推移

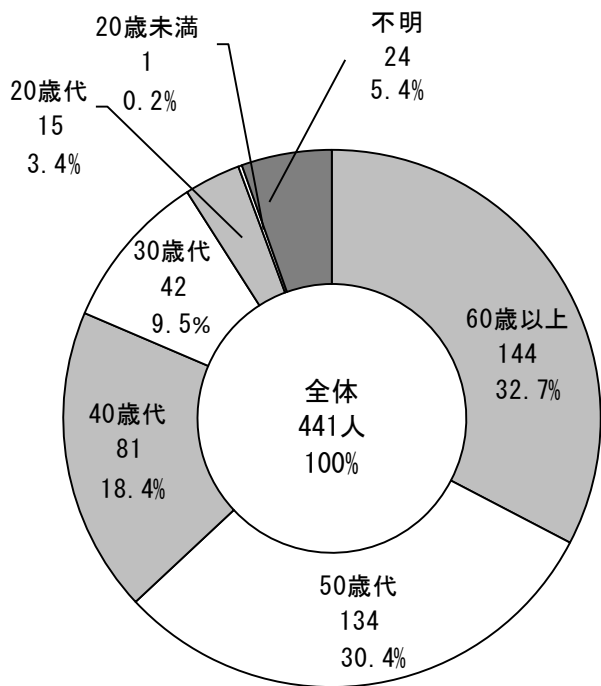


(3) 相談所・月別相談状況

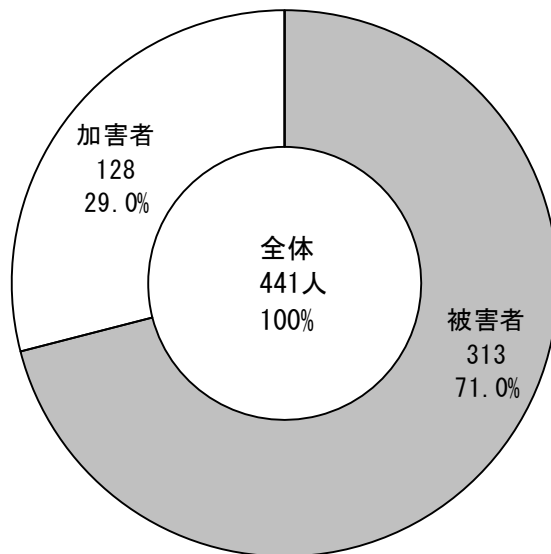
(単位：件)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
本所	面接	3	1	2	4	0	7	1	2	4	2	2	4	32
	電話	17	27	25	25	27	27	29	28	17	30	24	29	305
	計	20	28	27	29	27	34	30	30	21	32	26	33	337
姫路	面接	0	0	3	0	0	2	0	1	1	0	0	0	7
	電話	5	1	4	3	7	5	5	5	3	1	3	1	43
	計	5	1	7	3	7	7	5	6	4	1	3	1	50
豊岡	面接	2	1	3	1	3	1	4	1	0	2	2	0	20
	電話	2	4	1	3	2	3	4	4	2	2	3	4	34
	計	4	5	4	4	5	4	8	5	2	4	5	4	54
小計	面接	5	2	8	5	3	10	5	4	5	4	4	4	59
	電話	24	32	30	31	36	35	38	37	22	33	30	34	382
合計		29	34	38	36	39	45	43	41	27	37	34	38	441

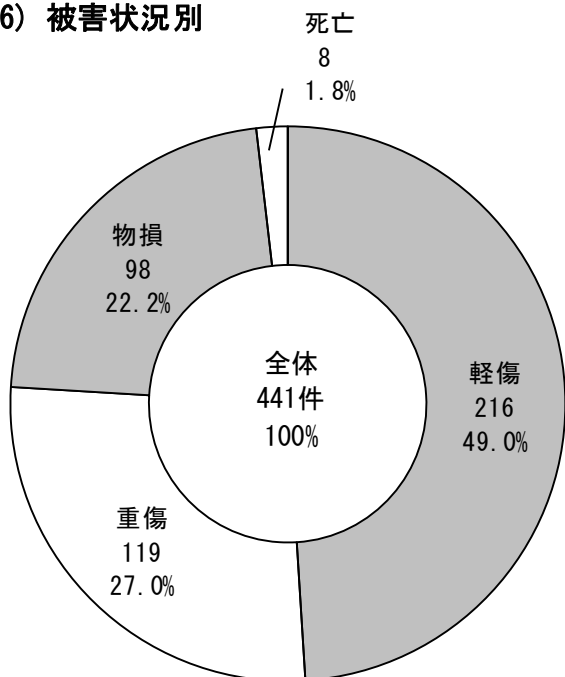
(4) 相談者の年齢別



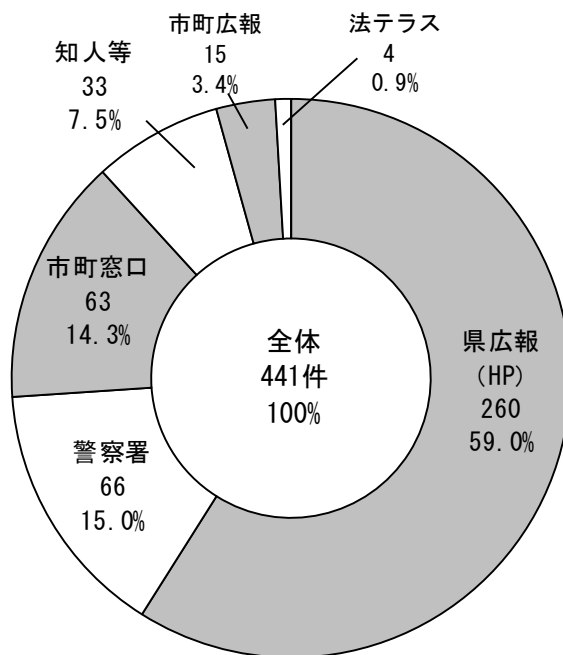
(5) 被害者と加害者の別



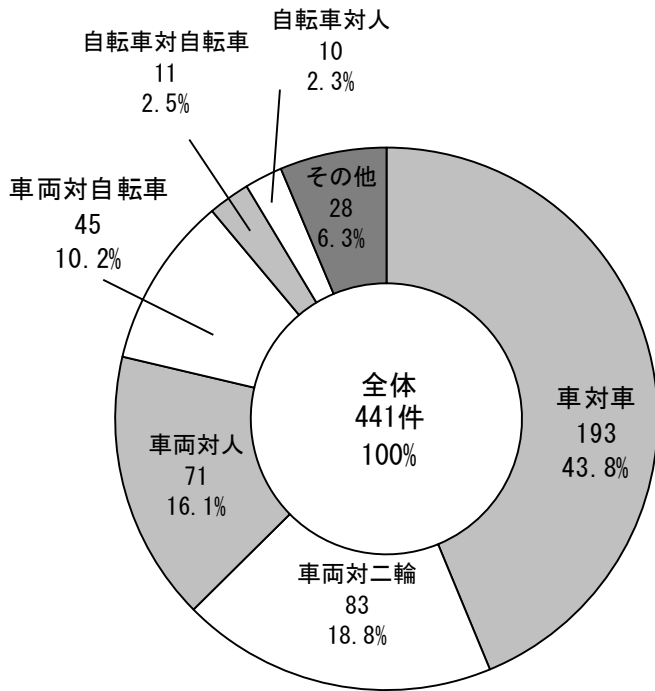
(6) 被害状況別



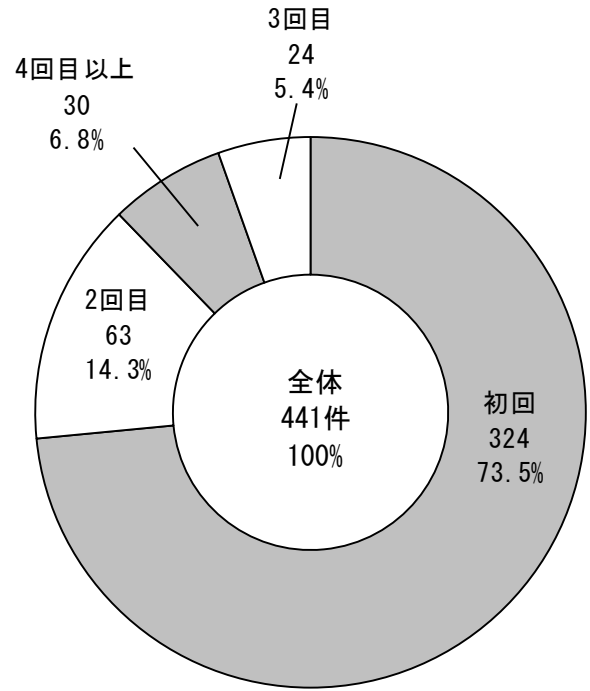
(7) 相談所を知った理由別



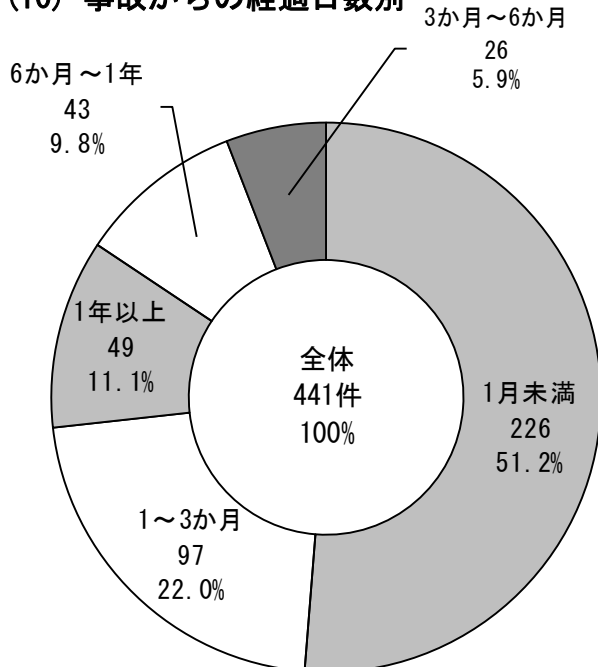
(8) 事故の状態別



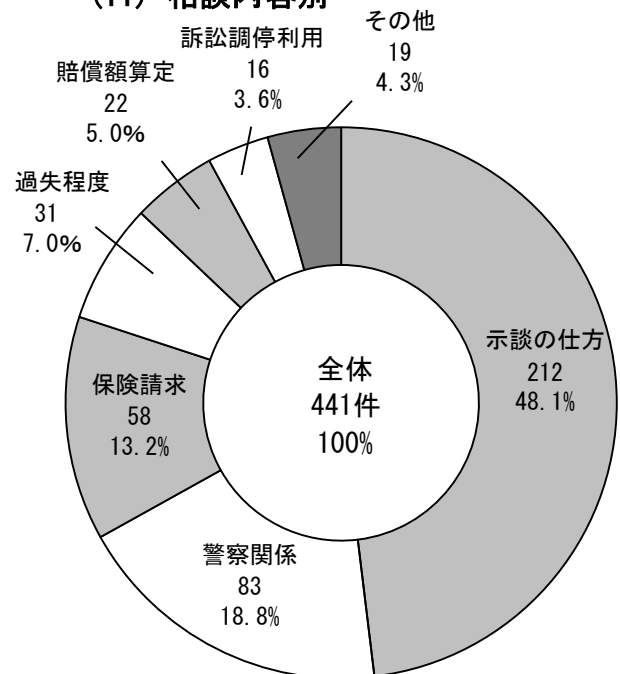
(9) 相談回数別



(10) 事故からの経過日数別



(11) 相談内容別



※四捨五入によりパーセンテージの合計が100%にならない場合があります。

(12) 相談者の居住地別相談件数

(単位：件)

	面接				電話				合計			
	本所	姫路	豊岡	計	本所	姫路	豊岡	計	本所	姫路	豊岡	計
神戸市	20	0	0	20	110	2	0	112	130	2	0	132
神戸計	20	0	0	20	110	2	0	112	130	2	0	132
尼崎市	2	0	0	2	11	0	0	11	13	0	0	13
西宮市	0	0	0	0	16	0	0	16	16	0	0	16
芦屋市	1	0	0	1	7	0	0	7	8	0	0	8
阪神南計	3	0	0	3	34	0	0	34	37	0	0	37
伊丹市	0	0	0	0	6	0	0	6	6	0	0	6
宝塚市	1	0	0	1	17	0	0	17	18	0	0	18
川西市	0	0	0	0	12	1	0	13	12	1	0	13
三田市	0	0	2	2	1	0	0	1	1	0	2	3
猪名川町	0	0	0	0	2	0	0	2	2	0	0	2
阪神北計	1	0	2	3	38	1	0	39	39	1	2	42
明石市	0	0	0	0	17	1	0	18	17	1	0	18
加古川市	2	1	0	3	27	4	1	32	29	5	1	35
高砂市	2	0	0	2	7	12	1	20	9	12	1	22
稲美町	1	0	0	1	1	1	0	2	2	1	0	3
播磨町	0	0	0	0	2	0	0	2	2	0	0	2
東播磨計	5	1	0	6	54	18	2	74	59	19	2	80
西脇市	0	0	0	0	2	0	0	2	2	0	0	2
三木市	0	0	0	0	3	0	0	3	3	0	0	3
小野市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
加西市	0	0	0	0	4	1	0	5	4	1	0	5
加東市	0	0	0	0	1	1	0	2	1	1	0	2
多可町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北播磨計	0	0	0	0	10	2	0	12	10	2	0	12
姫路市	0	2	0	2	19	14	0	33	19	16	0	35
神河町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市川町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福崎町	1	1	0	2	1	0	0	1	2	1	0	3
中播磨計	1	3	0	4	20	14	0	34	21	17	0	38
相生市	0	0	0	0	1	2	0	3	1	2	0	3
たつの市	0	0	0	0	3	0	0	3	3	0	0	3
赤穂市	0	1	0	1	0	0	0	0	0	1	0	1
宍粟市	0	1	0	1	0	1	0	1	0	2	0	2
太子町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上郡町	0	0	0	0	1	0	0	1	1	0	0	1
佐用町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西播磨計	0	2	0	2	5	3	0	8	5	5	0	10
豊岡市	0	0	18	18	0	0	30	30	0	0	48	48
養父市	0	0	0	0	3	0	0	3	3	0	0	3
朝来市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
香美町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新温泉町	0	0	0	0	0	0	2	2	0	0	2	2
但馬計	0	0	18	18	3	0	32	35	3	0	50	53
丹波篠山市	0	0	0	0	1	0	0	1	1	0	0	1
丹波市	0	0	0	0	1	1	0	2	1	1	0	2
丹波計	0	0	0	0	2	1	0	3	2	1	0	3
洲本市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
南あわじ市	0	0	0	0	2	0	0	2	2	0	0	2
淡路市	0	0	0	0	10	0	0	10	10	0	0	10
淡路計	0	0	0	0	12	0	0	12	12	0	0	12
不詳	0	0	0	0	5	2	0	7	5	2	0	7
県外	2	1	0	3	12	0	0	12	14	1	0	15
計	32	7	20	59	305	43	34	382	337	50	54	441

2 令和6年度交通事故相談所開設状況

名 称	所 在 地(電 話)	県相談員の相談日・受付時間
兵庫県交通事故 相 談 所 本 所	神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー6階 兵庫県民総合相談センター内 電話 078-360-8521	毎週月・火・木・金曜日 9時～12時 13時～16時
兵庫県交通事故 相 談 所 姫 路 支 所	姫路市北条1-98 兵庫県姫路総合庁舎2階 電話 079-281-9300	毎週水曜日 9時～12時 13時～16時
兵庫県交通事故 相 談 所 豊 岡 支 所	豊岡市幸町7-11 兵庫県豊岡総合庁舎1階 電話 0796-23-8008	毎週水曜日 9時～12時 13時～16時

〈参考〉

兵庫県における交通事故相談組織の沿革

- 1 兵庫県では、昭和37年2月10日兵庫県交通安全対策委員会を設置し、企画部に事務局を置き、昭和37年4月1日から神戸弁護士会に交通事故法律相談を委託して、専門家による事故相談を開始した。(以来、毎年度委託して交通事故法律相談を実施)
- 2 昭和42年7月1日企画部交通安全対策室に交通事故相談所を設置し、職員7人(所長1人・職員2人・相談員4人)をもって、面接、電話、文書による相談に応じることとした。
- 3 昭和44年4月1日機構改革により、交通安全対策室は生活部に所管替えとなった。
- 4 昭和46年4月1日機構改革により生活部交通安全対策室は生活部交通安全課となり、交通事故相談所は生活部交通安全課の所属となった。
- 5 昭和47年4月1日遠隔地の相談に応じるため、豊岡市に交通事故相談所豊岡分室(昭和49年4月1日「豊岡支所」と改称。)を設置し、相談員2人を配置した。
- 6 昭和48年9月1日姫路市に県立交通災害総合センターを設置し、相談員2人を配置した。
- 7 昭和49年11月22日神戸市に県民サービスセンターが設置(企画部所管)され、相談員1人が配置された。
- 8 昭和51年5月1日氷上郡柏原町に「柏原分室」を設置し、相談員1人を配置した。
- 9 昭和54年4月1日に生活部を改組し、生活文化部が新設されたので、交通事故相談所も生活文化部交通安全課の所属となった。
- 7 昭和54年4月1日柏原分室を柏原支所と改称した。
- 8 昭和59年4月1日機構改革により、生活文化部交通安全課は生活文化部消防交通安全課交通安全対策室と改称し、消防交通安全課の所属となり、交通事故相談所も消防交通安全課の所属となった。また、県立交通災害センターの廃止に伴い、姫路支所を設置した。
- 9 平成7年4月1日、機構改革により、生活文化部消防交通安全課交通安全対策室は生活文化部総務課交通安全対策室となり、交通事故相談所も生活文化部総務課の所属となった。
- 10 平成12年4月1日、機構改革により生活文化部総務課交通安全対策室は県民生活部生活文化局生活創造課の所属となり、交通事故相談所も県民生活部生活文化局生活創造課の所属となった。
- 11 平成14年4月1日、機構改革により県民生活部生活文化局生活創造課交通安全対策室は県民生活部生活文化局交通安全室となった。
- 12 平成15年4月1日、機構改革により県民生活部生活文化局交通安全室は

県民政策部県民文化局交通安全室となった。

- 13 平成16年4月1日、機構改革により県民政策部県民文化局交通安全室は県民政策部地域協働局交通安全課となった。
- 14 平成18年4月1日、兵庫県交通事故相談所(本所)を県庁第1号館別館から神戸ハーバーランド庁舎(兵庫県民総合相談センター)へ、また、兵庫県交通事故相談所姫路支所を県警察本部姫路庁舎(姫路市市川台)から県姫路総合庁舎へ移転した。
さらに、行財政構造改革等により兵庫県交通事故相談員を9人から7人とした。
- 15 平成20年4月1日、行財政構造改革の取組みにより、柏原支所を豊岡支所に統合するとともに、兵庫県交通事故相談員を7人から5人とした。また、組織改正により県民政策部地域協働局交通安全課は、企画県民部県民文化局交通安全室となった。
- 16 平成22年4月1日、機構改革により企画県民部県民文化局交通安全室は企画県民部県民文化局地域安全課交通安全室となった。
- 17 平成24年4月1日、相談体制の見直しにより、兵庫県交通事故相談員を5人から4人とした。
- 18 平成26年4月1日、機構改革により企画県民部県民文化局交通安全室は企画県民部地域安全課交通安全室となった。
- 19 平成28年4月1日、相談体制の見直しにより、兵庫県交通事故相談員を4人から3人とした。
- 20 平成29年4月1日、機構改革により企画県民部地域安全課交通安全室は企画県民部県民生活局地域安全課交通安全室となった。
- 21 令和4年4月1日、機構改革により企画県民部県民生活局地域安全課交通安全室は県民生活部生活安全課となった。
- 22 令和5年4月1日、機構改革により県民生活部生活安全課は県民生活部くらし安全課となった。